

【参考1】

A stylized logo consisting of three concentric, curved bands in shades of orange and red. The innermost band forms a simple, smiling face with two dots for eyes and a curved line for a mouth.

# 千葉市消費者教育 推進計画の概要について

千葉市消費生活センター

平成27年3月20日(金)

千葉市消費生活審議会

# ～千葉市消費者教育推進計画 ①～

## ・第2次消費生活基本計画の下位計画

⇒基本計画に位置づけのない事業についても、基本計画掲載事業と同様に推進し、基本計画改定時に一本化する。

## ・計画期間：平成27年度～28年度の2年間

## ・消費者教育の定義

⇒「自ら考え行動する自立した消費者」の育成を行うための教育及びこれに準ずる啓発活動

## ・実施主体：千葉市

## ・消費者教育の対象・担い手

⇒千葉市に在住・在勤・在学の幼児から高齢者に至る全ての消費者、事業者、団体(町内自治会、民生委員・児童委員協議会、ちばし消費者応援団、事業者団体等)警察、行政機関等

# ～千葉市消費者教育推進計画 ②～

## ～千葉市消費者教育推進計画が対象とする消費者教育の対象領域～

○国が考える消費者教育の対象領域

### 消費者市民社会の構築

- ・消費行動が環境・経済・社会に影響を与えることを理解する

### 商品等の安全

- ・安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくる

### 生活の管理と契約

- ・生活設計と管理する能力を身に着ける
- ・契約とそのルールを理解する

### 情報とメディア

- ・情報の収集の手法や情報社会のルールや情報モラルを理解する

様々な教育と有機的な連携  
が図られることで、その効果  
が相乗的に表れる。

○消費生活に関連する教育

環境教育 食育 国際理解教育 法教育

# ～千葉市消費者教育推進計画 ③～

## ・計画の体系図

課題	分類
(1) 消費者被害防止のための教育	① 消費者被害防止に係る教育の促進
	② 消費者被害防止に係る啓発活動の促進
(2) 自立した消費者になるための教育	① 食に関する教育の促進
	② 情報とメディアに関する教育の促進
	③ 持続可能な開発のための教育(環境教育)の促進
	④ 持続可能な開発のための教育(国際理解教育)の促進
	⑤ 消費生活の様々な分野における教育の促進
(3) 事業者及び事業所への教育	① 事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進
	② 職域における消費者教育の促進
(4) 担い手の育成・支援	① 関係機関との連携
	② 地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

～千葉市消費者教育推進計画 ④～

# 消費者被害防止のための教育

振り込め詐欺等の犯罪や悪質商法などの消費者トラブルから、市民生活を守るための教育や啓発（資料配布・イベント参加など）に関する施策

(1) 消費者被害防止に係る教育の促進

(2) 消費者被害防止に係る啓発活動の促進

# 自立した消費者になるための教育

「自ら考え行動する自立した消費者」となるための様々な分野の講座、授業及び催しに関する施策

- (1)食に関する教育の促進
- (2)情報とメディアに関する教育の促進
- (3)持続可能な開発のための教育(環境教育)の促進
- (4)持続可能な開発のための教育(国際理解教育)の促進
- (5)消費生活の様々な分野における教育の促進

## 事業者及び事業所への教育

消費者志向的な経営ができる事業者の育成や、事業所の従業員に対する消費者教育に係る講座や啓発（資料配布等含む）に関する施策（千葉市の職員や教員への研修や啓発も含む）

- (1)事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進
- (2)職域における消費者教育の促進

## 担い手の育成・支援

消費者教育の推進に際し、関係機関が連携して行う施策及び消費者教育を行う地域団体、事業者等の育成や、各団体が行う消費者教育に関する活動の支援等の施策

(1)関係機関との連携

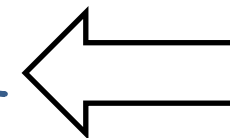
(2)地域団体や事業者等の消費者教育活動支援



# ～千葉市消費者教育推進計画 ⑧～

・計画の体系図

消費者教育が推進



課題	分類
(1) 消費者被害防止のための教育	① 消費者被害防止に係る教育の促進
	② 消費者被害防止に係る啓発活動の促進
(2) 自立した消費者になるための教育	① 食に関する教育の促進
	② 情報とメディアに関する教育の促進
	③ 持続可能な開発のための教育(環境教育)の促進
	④ 持続可能な開発のための教育(国際理解教育)の促進
	⑤ 消費生活の様々な分野における教育の促進
(3) 事業者及び事業所への教育	① 事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進
	② 職域における消費者教育の促進
(4) 担い手の育成・支援	① 関係機関との連携
	② 地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

重点課題

重点課題

多様な**施策・担い手間**で、連携が図られることにより、その効果が相乗的に高められる。